

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 障がい福祉課

許認可等の内容		障害児福祉手当受給資格の再認定
根拠法令等及び条項		特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条において準用する第5条第2項
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	30日
審査 基準	根拠条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第1条の2及び第6条 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令第1条
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 障害児福祉手当受給資格の認定を受けた者が、手当の支給要件に該当しなくなった後再びその要件に該当するに至った場合において、その該当するに至った後の期間に係る手当の支給を受けようとするときも、同項と同様とする。</p> <p>2 市長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する重度障害児に対し、障害児福祉手当を支給する。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 障害を支給事由とする給付で政令で定めるもの（3参照）を受けられることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。</p> <p>(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する障害児入所施設その他これに類する施設で厚生労働省で定めるもの（5参照）に収容されているとき。</p> <p>3 障害を支給事由とする給付で政令で定めるもの 特別児童扶養手当の支給に関する法律第17条第1号に規定する障害を支給事由とする給付で政令で定めるものは、第1条の2各号に掲げる給付（4参照）とする。</p> <p>4 第1条の2各号に掲げる給付</p> <p>(1) 国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく障害基礎年金</p> <p>(1の2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく障害厚生年金及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「法律第34号」という。）第3条の規定による改正前の厚生年金法に基づく障害年金</p> <p>(2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）に基づく障害年金及び法律第34号第5条の規定による改正前の船員保険法に基づく障害年金</p>	

(3) 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするもの及び平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害を給付事由とするもの

(3-2) 平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による障害共済年金

(4) 平成24年一元化法附則第60条第5項に規定する改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするもの及び平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害を給付事由とするもの地方

(4-2) 平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金

(5) 平成24年一元化法附則第78条第3項に規定する給付のうち障害を給付事由とするもの及び平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害を給付事由とするもの

(6) 移行農林共済年金（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第16条第4項に規定する移行農林共済年金をいう。第11条第9号において同じ。）のうち障害共済年金及び移行農林年金（同法附則第16条第6項に規定する移行農林年金をいう。同号において同じ。）のうち障害年金

(7) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく障害補償年金、複数事業労働者障害年金及び障害年金

(8) 国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号。他の法律において準用する場合を含む。）に基づく障害補償年金。

(9) 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく障害補償年金及び同法に基づく条例の規定に基づく年金たる補償で障害を支給事由とするもの。

#### 4 厚生労働省令で定めるもの

特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）第17条第2号の厚生労働省で定める施設は、次のとおりとする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する乳児院又は児童養護施設
- (2) 児童福祉法に規定する医療型障害児入所施設におけると同様な治療等を行う同法に規定する指定発達支援医療機関
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する療養介護を行う病院（療養介護を行う病床に限る。）又は障害者支援施設。
- (4) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
- (5) 削除
- (6) 独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関又は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第9号に規定する事業を行う施設であって、進行性筋萎縮

症者を収容し、必要な治療、訓練及び生活指導を行うもの

- (7) 厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）に基づく国立保養所
- (8) 生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立に支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において重用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）に規定する救護施設又は更生施設
- (9) 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院又は診療所であって、法令の規定に基づく命令（命令に準ずる措置を含む。）により入院し、又は入所した者について治療等を行うもの